

けい かん

こころ 心をつなぐ 未来をひらく
じん けん ぶん 文化のまちづくり

特集 「聞こえる・聞こえない」を
こ 超えて、共に生きる社会へ



けいせんまちじんけん どうわ もんだいきょうぎかい
 桂川町人権・同和問題協議会
 かいちょう けいせんちょう
 会長（桂川町長）

いの うえ とし かず
 井上 利一

けいかん 100号の発刊によせて

じんけん どうわ もんだいけいはつさつし きねん ごうはっかん
 人権・同和問題啓発冊子「けいかん」の記念すべき100号発刊を
 こころ いわ もう あ
 心からお祝い申し上げます。

ふ かえ だい ごう しょうわ ねん がつ かんこう てが いんさつ りき
 振り返れば、第1号は昭和50年9月に刊行され、手書き印刷の力
 さく すで ねん れきし きざ
 作でした。あれから既に50年の歴史を刻んできたことになります。
 はっかんとうじ しんまいしょくいん わたし きょういく いんかい じむきよく せき お
 発刊当時、新米職員だった私は教育委員会の事務局に席を置いて
 きょういくちょう ふるのひで おせんせい たんとう すえよし かいせいご さるわたり
 ましたので、教育長の古野日出男先生と担当の末吉（改姓後は猿渡）
 てつおし ねっしん とく きおく
 鉄雄氏が熱心に、取り組んでおられたことを記憶しています。

「けいかん」と言う名前は、荊（いばら）の冠を早く桂（かつら）
 かんむり か
 の冠に変えたいという願いを込めて名付けられたそうです。

げんだいしゃかい おどろ きゅうげき はや へんか しんてん ふ
 現代社会は、驚くばかりの急激な速さで変化・進展しています。「不
 えき りゅうこう おし か ほんしつてき けんじ
 易・流行」の教えのように、変わることない本質的なものを堅持し
 あたら と い かんよう もと おも
 ながら新しいものを取り入れていく寛容さが求められていると想う
 しだい
 次第です。



目次

けいかん 100 号の発刊によせて	1 ページ
特集「聞こえる・聞こえない」を超えて、共に生きる社会へ	3 ページ
福岡県同和問題啓発強 調月間の取り組み	5 ページ
桂川町人権・同和問題地域懇談会の報告	8 ページ
人権同和問題に関する法律や条例の紹介	12 ページ



特集

「聞こえる・聞こえない」を 超えて、共に生きる社会へ

人権文化の  まちづくりを目指して

手話をみんなに
広めたい



おおさと ひろふみ
大里 博文 さん

つながる 明日への一歩

「手話は言語」その認識が最初の第一歩になります。

私たちが住むこの町には、手話で語り、顔の表情や動きを読む人たちがいます。障がいによる耳の聞こえない人々（以下「耳の聞こえない方」と表記します）の声をすることで、一緒に学びの一步を踏み出しましょう。

知って気づく 聞こえない方の「不便なこと」

耳の聞こえない方が日常生活を送るうえで、どんなところに不便なことを感じているか、みなさんはどんなことを想像しますか。「隣人とのコミュニケーションがとれない」「クラクションなどの警報音が聞こえない」などが思いつくと思います。実はそれ以外にも、私たちの気づかなかった不便なことがたくさんあります。どんなことがあるのか、見ていきましょう。

毎日、体操を
頑張っています



すぎ やえこ
杉 八重子 さん

木村拓哉が
大好き

世界を旅して、
山に登りたい

テレビゲームが
好きです

韓国ドラマや、中国
ドラマが大好きです



おごり きよみ
尾籠 貴代美 さん



はらなか こうじ
原中 光二 さん



こむら まさかつ
小村 正勝 さん



おおさと みえこ
大里 美恵子 さん

耳の聞こえない方が感じる日常の思いの一部

聞こえない
障がいはいは見た目では
わかりにくいので、無視
している、マナー違反と
誤解されたりする

手話が言語の
人たちにとって
日本語は外国語なので
筆談は苦手

お店のレジ
でのやり取りが
わからない

補聴器を
つけていると
「聞こえる」と
誤解される

避難所などで
思いが通じない
ことが不安

救急車を
呼べないことが
不安

発音が
違うらしく、
ジロジロ見られる
のが嫌

耳の近くで
大声で話される

事故を起こし
た時、通訳者が到
着するまでの時間
がとても不安

簡単な窓口の
手続きも通じなくて
困ることがある

自分の声も
聞こえないので
おもわず出ることが
ではない大きな声を
怖がられる

手話が
わからなくても
身振りで通じるので、
どんどん話しかけて
ほしい

知ることが最初の一步 共に生きる未来のために

今回、耳の聞こえない方が届けてくれた「思い」
が、私たちが「知る」きっかけとなることを願
い特集で紹介しました。

日本語、外国語、そして手話も言語です。聞
こえる、聞こえないを超えて、共にいきいきと
暮らせる未来を作っていきます。

聾であること
を誇りに思う



まつだ まき
松田 真紀さん

メジャーリーグ
(特にアーロン・
ジャッジ選手)が
好きです



なかじま ゆきひろ
中嶋 幸広さん

佐久間大介さん、
菊池風磨さん、
猪俣周杜さんが
大好き



まえかわ しょうこ
前川 章子さん

「桂川町手話言語条例」 が制定されました

令和8年3月の議会において、「桂川町手話言語
条例」が上程、可決されました。

福岡県同和問題啓発強調月間の取り組み

(1) 街頭啓発・のぼり旗・看板の設置

本年度は7月1日に町内5ヶ所で街頭啓発を行いました。市民講座「人権講演会」の案内チラシやリーフレット・うちわなど配布しました。また、図書館周辺にのぼり旗や、町内5ヶ所に看板を設置しました。これらの事業は7月の福岡県同和問題啓発強調月間に併せて行っています。



はいふぶつ
配布物



ちょう
町マイクロバス



かんばん はじ まえ
看板(土師ファミリーマート前)



トライアル前
まえ



桂川東小学校付近
きんがわひがししょうがうちひら

(2) 人権啓発パネル展 (同和問題 人権に関する三つの法律)



やくば
役場 (7/1 ~ 4)



じゅうみん
住民センター (7/6)



としょかん
図書館 (7/8 ~ 13)

パネル展の感想

アンケートより

- ① いろいろ展示してあり勉強になりました。字が小さいパネルが多く、もっと図や絵を使ってわかりやすく表示してくれたらありがたいです。
- ② ヘイトスピーチ解消法など、知らないことが展示してあり勉強になりました。SNS上の問題や対応についてこれから私たちも考えていかなければと思います。
- ③ 図書館に来る子どもたちにもわかるような展示もあっていいと思う。

(3) 桂川町市民講座「人権講演会」

外国人問題 ～アンちゃんと学ぼう！多文化共生～ 講師 アン・クレシーニさん

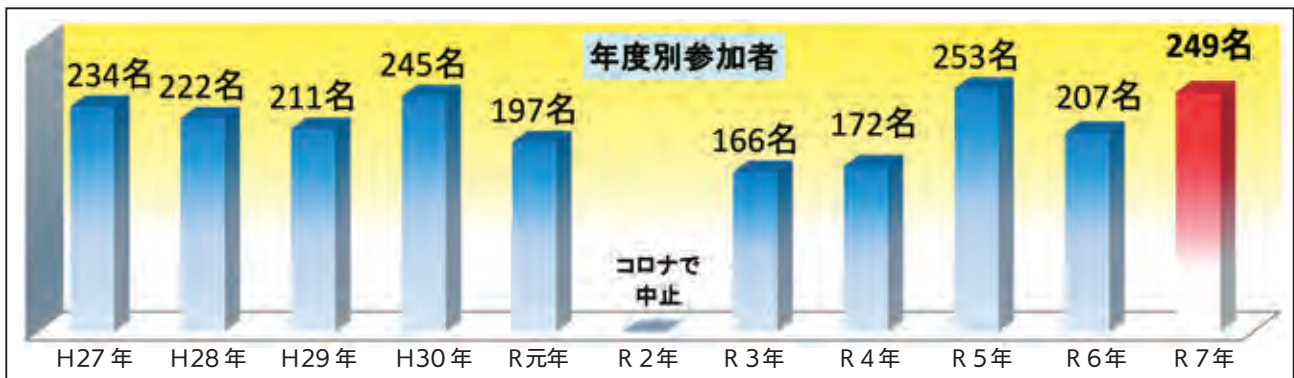
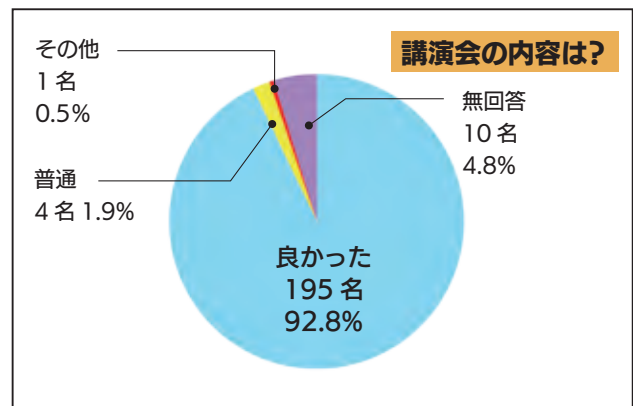
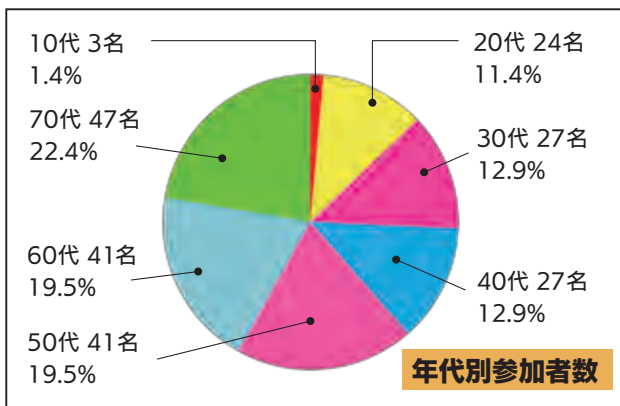
7月6日住民センターにおいて市民講座「人権講演会」を開催しました。今年度は、北九州市立大学准教授のアン・クレシーニさんに「アンちゃんと学ぼう！多文化共生」という演題で講演をしていただきました。参加者249名で昨年より41名増となりました。年代別にみると、10～40代までの参加者は昨年と同程度でしたが、50代以上の参加者は増えました。テレビや新聞などへ多数出演されて、知名度も高く町外からの問い合わせも多く、特に女性層からの関心の高さが伺えました。

参加者の満足度は高く、アンケートに回答をいただいた方の92.8%が『良かった』と回答しており、多くの参加者にアンコンシャスバイヤス（無意識の偏見）や多文化共生について考える場を提供できたと思います。



「人権講演会」アンケート結果

参加者数 249名 / アンケート提出者 210名



令和7年度 第52回 人権・同和問題地域懇談会

第52回人権・同和問題地域懇談会（以下、地域懇談会）は、10月1日（水）～11月2日（日）の日程で町内33行政区31会場で、DVD視聴と懇談という形式で行いました。今年度のテーマは「外国人問題」と設定し、7月に開催した市民講座と関連した形をとりました。継続して町民の皆さんと外国人問題について考えることができたのではないかと思います。



(1) DVD及び懇談会の内容について



DVD「サラマット～あなたの言葉で～」のテーマは、「SNS時代における外国人の人権」です。桂川町でも外国人の方と接する機会が増え、職場や地域で共に生きる時代になっています。一方で、文化や、言語、習慣の「違い」や「偏見」から外国人が増えることに抵抗を感じている人も少なくありません。『異なる文化の人たちを、共に未来をつくる新しい存在として尊重し、互いに高め合っていく』そのような「多文化共生」の実現を目指す人権啓発DVDで、テーマが外国人問題と絞られていたため、身近に感じる人とそうでない人との関心の高さに差が出たと思われます。

「桂川町も外国人が増えていると思うので、共存していきたい」「外国人への差別はないが、言葉の壁は難しい」などの意見がありました。



(2) 参加状況について



今回の地域懇談会の参加者は350名でした。

アンケートについては、344名から回答がありました。

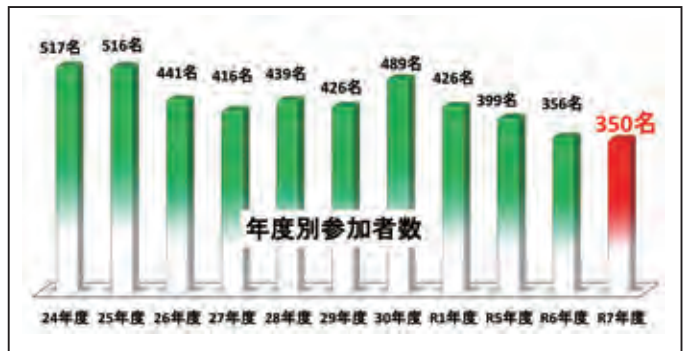
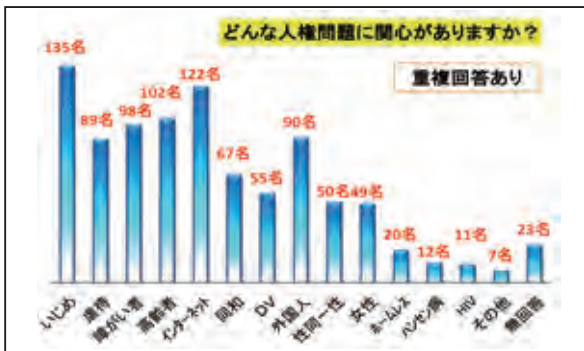
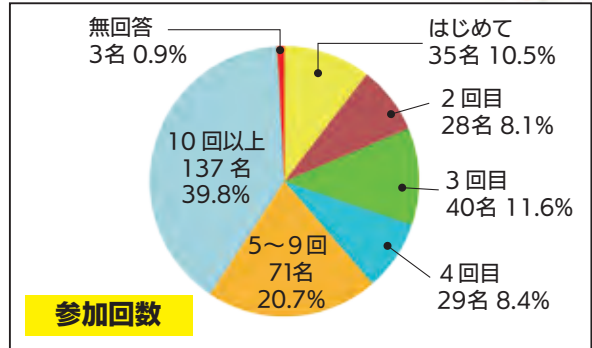
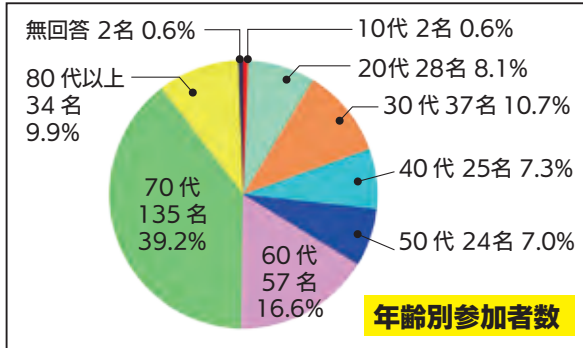
年代別参加者は70代の参加者が最も多く約4割を占めており、60代以上で見ると6割以上となっています。10～50代の参加は、全体の3割程度となっています。参加回数は10回以上参加した割合が4割と最も多く、地域懇談会が地域に定着した取り組みになっています。また、初めての参加者は1割以上ありました。



令和7年度 第52回人権・同和問題地域懇談会 アンケート集計結果

● 開催期間 令和7年10月1日～30日・11月2日
 ● 開催場所 33行政区31会場

● 参加人数 350名
 ● アンケート提出者 344名



～ アンケート紹介 ～

- ニュースなどの外国人のマナーやトラブルだけで偏見を持つのではなく、実際に話をしたり交流して感じる事が大切だと思いました。自分の経験でも外国人からの気づきで新しい発見をしたこともあるので、今後も「文化の違い」を「壁」とするのではなく「興味」としていきたいと思います。(20代)
- 桂川町のみなさんの心のあたたかさを感じる時間となりました。「優しさがあれば」「思いやりの心があれば」いかなる差別も良い方向へなるのではないかと感じました。(30代)
- DVDでミランダさんの「悪いことをするために日本へ来たんじゃない」という言葉が印象に残った。偏見を持たず接する事の大切さ改めて感じた。お互いにおもいやりを持つことの大切さを実感した。(50代)
- 現在も表に出ていない差別がある中では、今後も継続して続けていくべきである。どんなに参加人数が少なくなっても、その参加者から次につながるようにしていかなければならない(60代)
- ビデオの中で、一人ひとり違うから面白いといわれていたことが外国人だけじゃない、人間として個人を思いやる事が大事だと思う。人を尊敬すると自分も尊敬されると思う(70代)
- 外国人だけでなく、障がい者、同和問題、いじめ等の差別問題がありますが、自分自身の生き方として常に相手の立場で物事を考えられる人間でありたいと思います。今日は新たに自分を見つける良い機会となりました。(80代)

アンケートについては、できるだけ原文のまま掲載しています。

令和7年度第52回人権・同和問題地域懇談会

成果

今年開催した市民講座「人権講演会」と共通する「外国人問題」(多文化共生)を令和7年度のテーマとして継続したことで、町民に対して改めて考えていただく機会を提供することが出来ました。

(参加者の声：一部抜粋)

- 桂川においても外国人が増えていると思う。共存していきたい。
- 外国人への差別はないが、言葉の壁は難しい。
- すべて思いやりの一言につきる。人と人とのつながり。
- SNSだけでなく、テレビニュースの情報も信用できないことが多いので、年に1回このように勉強するのは大切だと感じた。



課題

(若い人への参加の呼びかけ)

- 若い世代の参加率が低いため、新たな広報手段が必要です。



懇談会を終えて



人が求める人権課題のテーマは、その人の環境によって変化するため多岐にわたります。そのため「同和問題はとりあげなくてよい」「地区懇はもうしなくてよい」という意見と「毎回、同和問題をテーマにしてほしい」「毎年1回は地区懇を開催してほしい」というように、各人が持つ幅広い人権意識がありました。

「人が幸せに生きるために、また自分だけでなくみんなが幸せになるために」そして「人権文化のまちづくり」を目指し、今後もこの地域懇談会を町民のみなさんとともに継続していく必要があると思います。

人権の花運動

この運動は、筑豊地域人権啓発活動ネットワーク協議会が企画・立案した、法務省所管の地域人権啓発活動活性化事業の一つです。主に、小学校を対象として、花を育てることによって優しさと思いやりの心を育むことを目的としています。

今回桂川町では、桂川東小学校3年生・4年生が校庭の花壇にひまわりの種をまきました。11月4日(火)の人権学習の時間に収穫した種にメッセージを添えて紙製の風船に乗せて空へ飛ばしました。



5月1日



5月31日



6月21日



7月12日



11月4日 (種飛ばし)



8月15日

小学校6年生人権聞き取り学習

この取り組みは、小学6年生が「基本的人権」について学習するうえで、差別の現状及び差別をなくすための取り組み等について聞き取り学習を行っているものです。

今年度はインフルエンザの影響で2月10日に桂川東小学校、3月6日桂川小学校が人権センターで行いました。全国水平社、桂川村水平社の起こりや現在の部落差別の状況について、地域活動指導員から話を聞きました。

児童たちは聞き取り学習をとおして、「相手の気持ちを想像すること」の大切さを学び、互いを尊重する心を育む機会となりました。



桂川東小学校6年生



桂川小学校6年生

● 人権に関する三法

平成28年に、人権に関する3つの法律が施行されました

障害者差別解消法

※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成28年4月1日 施行)

役所や、会社やお店などが、障がいのある人に、障がいを理由に差別することを禁止しています。

また、障がいのある人から、バリア（障壁）を取り除いてほしいと伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指しましょう。



どりよくぎむ
努力義務から
ぎむか
義務化となったのね



ないかくふ
内閣府のリーフレット

ヘイトスピーチ解消法

※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律

(平成28年6月3日 施行)

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことで、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

ヘイトスピーチをなくし、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

とくてい くに ひと
特定の国の人たち
はいじょ
を排除するための
かつどう かいじょう か
活動に会場を貸す
でき
ことは出来ないよ!





部落差別解消推進法



※部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日施行）

差別により結婚や就職が妨げられるなど、わが国固有の人権問題である部落差別解消のため、様々な取り組みが進められる中、この法律は、インターネット上などにおいて部落差別に関する情報が拡散され、情報化の進展を背景とした差別事象が生じていることをふまえ、「部落差別は許されないものである」という認識の下、公布・施行されました。

現在もなお残る部落差別が存在することを明記し、その解消のために国や地方自治体は「相談体制の充実」「教育及び啓発」に取り組むこととされ、部落差別のない社会を実現することが、この法の目的です。

部落問題を正しく理解し、自らの人権意識を高め、部落差別のない桂川町を目指しましょう。

同和問題（部落差別）に関する様々な人権問題が依然として存在しています。

なぜこんなことが起きるのかな

自分だったらどうかな



結婚・就職等における差別

同和地区と呼ばれる地域の出身者であることを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどの事案が発生しています。

インターネット差別書き込み

特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別的表現が書き込まれたり、結婚・交際の場面における差別的取り扱いの事案が発生しています。

えせ同和行為の排除

「えせ同和行為」は、同和問題を口実にして行政機関や企業等に不当な利益や義務のない行為（例えば、高額な書籍を売りつけるなど）です。このような行為は、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっています。



まいとしふ 毎年増えているね!

同和問題に関する人権侵害事件の新規救済手続き開始件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	244	308	433	448	499
※（）内はインターネット上	(211)	(296)	(414)	(430)	(475)

出典：法務省人権擁護局の資料

同和問題に関する正しい理解を

人権イメージキャラクター 人 KEN まもる君

人権イメージキャラクター 人 KEN あゆみちゃん

桂川町部落差別の解消の推進に関する条例

第一条 目的

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別の現状が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない桂川町を実現することを目的とする。

平成28年に、国において人権に関する二つの法律が施行されました。「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」です。桂川町においては、令和元年12月19日に「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しております。

第二条 町の責務

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に必要な施策を推進するものとする。

第三条 町民の責務

町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

第四条 相談体制の充実

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

第五条 教育及び啓発の充実

町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実に努めるものとする。

第六条 推進体制の充実

町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

第七条 調査の実施

町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び県が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

第八条 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



同和問題に関する正しい理解を





相談事業 (秘密厳守)



人権センターでは、人権・同和問題をはじめ、身のまわりに関する相談を受けています。
 ひとりで抱え込まず話してみませんか。(相談員常駐) よろず相談 (何でも)
 事情やご希望をよくお聞きして問題解決に向け、一緒に考えながら解決策をさがします。
 また、必要に応じて専門機関へつなげます。(相談無料)



編集後記

おかげさまで、本誌は今号で通算 100 号という節目を迎えました。今号では障がいによる耳の聞こえない人の日常の思いや手話言語条例を紹介しましたが、取材をとおして感じたのは、「言葉の壁」は決して国籍の違いだけに存在するのではないということです。

手話を言語とする人にとっては、日本語(音声・書記言語)は時として「外国語」のような壁となります。これは日本で暮らす外国人が直面する問題とも深く重なります。言葉が通じないもどかしさは、国籍や住んでいる場所などを問わず、誰もが当事者になりうる問題です。

今回の取材で気づいたのは、互いの言語や文化について、まず「知ること」が大切な一歩になるということでした。今年度の人権のテーマは「外国人問題」でしたが、同じ人権問題として、その根底には共通するものがあると感じました。

一方、町内で取り組んだ事業として、「市民講座」や「人権・同和問題地域懇談会」、「街頭啓発」などを実施しました。多くの方にご参加をいただき、ありがとうございました。また、アンケートへのご協力に感謝いたします。

人権同和問題は、一朝一夕に解決できるものではなく、また、結果がすぐに出るものでもありません。これからも、町民の皆さまのご理解とご協力のもと、差別のない「人権文化のまちづくり」を共に目指していきたいと思っております。



問い合わせ先 / 桂川町人権センター

☎ 0948-65-1187 fax0948-65-5004

メールアドレス rinpokan@town.keisen.fukuoka.jp

ホームページ <http://www.town.keisen.fukuoka.jp>

